



コブタ レポート

■地域の力こぶ増進計画・ニュースレター■

令和4年度から、まちづくり協議会による まちづくりセンターの運営が始まります。

市内26地区に設置されているまちづくりセンターは、地区団体のまちづくり活動の拠点施設です。当初は公民館として設置され、社会の変化に伴い、より柔軟に運用できるよう平成20年に「まちづくりセンター」となりました。富士市は、今後、ますます多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応し、地区住民に寄り添ったサービスを提供していくためには、まちづくりセンターは地区の状況を深く理解している地区の人々の手によって運営されていくことが望ましいと考え、まちづくり協議会による指定管理者制度を導入することにしました。令和4年度からは、モデル地区として、須津地区と松野地区において各まちづくり協議会がまちづくりセンターの指定管理者となり、施設の管理運営を担います。

今回は、指定管理の内容と各地区の指定管理制度導入までの道のりをご紹介します。

地区がまちづくりセンターを運営するメリット

地区まちづくり活動の拠点を安定して確保でき、地区の自由な発想で地区の課題に対応した独自の事業を進めやすくなります。

例えば

- 地区まちづくり活動の中心地として…
 - ・地区のニーズに対応したコミュニティビジネスが展開できる
 - ・さまざまな事業を行うなかで、働く機会、人を増やすことができる
- 地区の住民が運営することで…
 - ・地区の住民が集まりやすくなり、住民同士のつながりが深まる
 - ・地区内の情報を集めやすくなり、発信内容が充実する

指定管理者制度とは？

地方公共団体（富士市）によって指定された指定管理者が、公の施設の管理運営を代行するという法律に定められている制度です。富士市では、富士市民活動センターや富士交流プラザなど9施設で指定管理者制度が導入されています。富士市各地区のまちづくりセンターの指定管理者はまちづくり協議会を対象としています。

モデル地区の皆さんに話をうかがいました

須津地区 まちづくり協議会会長の中端秀敏^{なかばた}さんは、「地区まちづくり活動に関わってきて、社会が豊かになった反面、地域コミュニティのつながりは弱まってきてしまっているのではないかと感じてきました。須津地区がこれからも住みよいところにしていくには、活動内容も地区の実情に合ったものにしたし、次の世代につなげていきたい。指定管理へのチャレンジをその旗印にしようと役員みなさんに提案しました。」と語ります。その思いに共感した役員みなさんは、持ち前のスキルを生かしつつ、必要な人材をスカウトし、チームで検討を進めました。特に5月から7月にかけては、一週間に数回という頻度で会合を重ね、納得がいくまで話し合いを行い、相当の労力を費やして準備をし

ました。なかでも、一般社団法人の設立には、定款の言葉一つ一つを吟味して選び、「想定外」の力作になったそうです。一方で、コロナウィルス感染症拡大の影響でさまざまな行事ができなくなったことによって、話し合う時間や準備に必要なお金を確保できたとともにふりかえります。「須津地区には、まだまだ伸びしろがある。思いを持ち続け、急がず、あわてず着実に地区まちづくり活動を進化させていきたい。」と話していました。



▲須津地区まちづくり協議会のみなさん（前列左：中端会長）

「**松野地区** はいいいところだけど、〇〇がない、という声をよく耳にしていました。若者、にぎわいなど、地区の価値がまだ生かしきれていない。「地区の課題を地区のみんなで解決するために、やりたいことが効率的にできる場所を持つことは地区まちづくりの大きな推進力になる。」松野地区まちづくり協議会会長の高田貢^{みつぎ}さんは、大阪への視察や説明会などで指定管理者制度についての情報や知識を深めるうちに、松野地区でこの制度を導入すれば、まちづくりセンターが、公共施設の一つから、本当の意

味で「地区の施設」となれるのではないかと思います。まちづくり協議会の役員で方向性を確認し、地区として制度導入の意思表示をした際、真っ先に行政事務に長けた地区住民の方をセンター長に選任し、知恵を出し合いながら準備を進めました。しかし、決定までには、行政のしくみとのギャップに悩むことも。地区のみなさんに知らせたい、提案したいことがあっても、公式な決定の前であっては、きちんと自信を持って説明することができず、もどかしい思いをしたことが何度かあったそうです。「指定管理で地区が大きく変わるのではないかと考えている。子どもや高齢者をまちづくりセンターに呼び込んで、スタートダッシュで事業を展開したい。」と意気込みを語っていました。



▲松野地区まちづくり協議会の高田会長(左)と副会長の小澤義正さん

【発行】令和4年2月 【発行者】富士市市民部まちづくり課

富士市永田町1丁目100番地（富士市役所3階）
☎ (0545) 55-2887 ☒ <http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>



まちづくりセンターの指定管理者になると

指定管理者の仕事

管理運営業務

センター利用の受付や案内、備品の貸し出しなどをします。

施設・設備の維持管理に関する業務

施設の安全管理（巡回、清掃、樹木や除草、事故や盗難などの防止）を行います。備品などの管理、修繕や建物の点検などをします。

その他

広報
利用団体の登録と報告
防火管理
センター長会議等への出席

指定管理料に含まれるもの

(施設規模などによって、金額が異なります)

- 人件費（スタッフ3名）
- 事務費
消耗品費、通信費、印刷製本費、税務管理業務等委託費など
- 施設費
光熱水費、電話料、修繕費、植木剪定費など

スタートにむけた準備

【業務推進体制の準備】

事務局体制
センター長などを決め、運営体制を整えます。今後は、具体的な業務の引き継ぎや研修などが行われる予定です。

【業務実施のための準備】

パソコンやウェブ会議に必要な機材などを購入し、業務のデジタル化を進めるための準備をしています。

市の各部署等からの依頼業務

社会教育課主催講座やまちづくり課が市の各部署等から協力依頼を受けた業務への協力をします。

市民からの相談・問合せに関する窓口への連絡調整

住民からの相談や問い合わせがあった時は、まちづくり課へ連絡し、引き継ぎをします。

自主事業の企画及び実施

利用促進や生涯学習の振興にむけた事業の企画と実施、広報をします。事業実施のための年間計画を作成し、まちづくり課に提出します。

研修②フォローアップ研修会

令和3年7月27日（火）【松野地区】
28日（水）【須津地区】

まちづくり講演会でのアドバイスを踏まえて、まちづくりセンターを活用した地区独自の活動について検討しました。地区の事情や特性を生かして行う必要があること、まちづくり協議会としてやっていきたいことなどのアイデア



▲須津地区の研修会のような



▲松野地区の研修会のような

を出し合い、方向性を整理しました。今回出されたアイデアや、「まちづくり行動計画」に載せた活動などのなかから優先すべき活動や、まちづくりセンターの活用方法の具現化について、住民アンケートの結果を地区のみなさんと共有する検討会を行い、活動プランを練り上げていきます。

【地区の皆さんにうかがいました】住民アンケート実施の手応え

- ・配布する際、目的を説明した案内文を同封することによって、まちづくり協議会や指定管理者制度導入の周知になり、感想なども聞こえてくるようになった
- ・住民からまちづくり協議会に具体的な相談が来るようになった

研修① まちづくり講演会

令和3年7月10日（土）

まちづくりセンター活性化にむけて「地区の活動拠点まちづくりセンターの有効活用」と題したまちづくり講演会が行われました。講師の川北秀人氏から、全国で展開されているさまざまなコミュニティビジネスの事例などをご紹介いただきながら「行事」から「支え合い」ができる地域組織になる必要性を解説いただきました。

指定管理者制度導入までの道のり

《令和4年度にスタートするモデル地区を例に》

地区説明会

まちづくり課から制度の内容などについて説明を受けました。

令和元年
須津1月
松野6月

指定管理制度に興味を持った地区には、まちづくり課が出向き、制度の内容などについて随時説明を行っています。
(令和4年1月現在13地区のべ17回)

須津地区では、2年ほど前からまちづくり協議会を活性化させるための話し合いを重ね、その糸口を探していました。制度導入を目標にすることで役員の思いが共有され、具体的な体制づくりなどの検討を進めました。

地区の立候補

地区から指定管理制度導入の意思を書面で提出しました。

令和2年
12月

松野地区では、まちづくりセンターを地区の考えで運営できることは地区まちづくり活動をさらに進めるために効果的な手法だと考え、導入を検討していきました。

指定管理者選定評価委員会

富士市の指定管理制度を審査する委員会です。学識経験者など4名で構成されています。まちづくりセンターの指定管理者候補を決めるための審査も行います。

仕様書の作成

地区とまちづくり課で協議を重ね、仕様書の内容を調整しました。

令和3年
7月

仕様書内容は、指定管理者選定評価委員会の承認を得ました。

法人設立

正式な応募にむけて準備を進めるなか、税理士などの専門家からのアドバイスもあり、任意団体であるまちづくり協議会を一般社団法人を設立しました。法人格をもつことで、指定管理業務に伴う会計処理や契約などを円滑に進め、責任の明確化や外部からも信頼を得られやすくなるのが期待できます。

令和3年
8月

指定管理者募集要項発表

応募書式に基づき地区が提出した事業計画書について、地区によるプレゼンテーションを行い、指定管理者選定評価委員会によって指定管理候補者として選定を受けました。

指定管理者選定評価

令和3年
9月

指定管理者の決定

(須津地区・松野地区)

11月17日に議会に上程し、議決されました。

令和3年
11月

基本協定書の締結

令和3年
12月

地区と富士市が5年間の「まちづくりセンター管理に関する協定書」を取り交わしました。

今ココ

令和4年
4月

指定管理制度 スタート



住民アンケート

令和3年12月20日（月）から配布・1月集計

地区住民のニーズに沿った自主事業を進めていくため、地区在住の中学生以上のすべての住民を対象に、12月20日からアンケートを配布し、現在集計分析を行っています。アンケートでは、住民の日常生活の状況や地区まちづくり活動についての印象に加え、フォローアップ研修会で検討されたアイデアの有用性を検証する設問などおよそ20項目についてたずねています。

